

資料 4－2

自動車リサイクル法における資金の流れと資金管理センターの役割

資金管理センターは、自動車リサイクル法上、以下に概要を示す資金管理業務を実施する自動車リサイクル制度の要機関として位置付けられている。自動車リサイクル法の目的に則り、適正、確実、効率的かつ透明性のある運営に万全を期すことが必要。

①リサイクル料金等の収受

- ・ 2005年1月の自動車リサイクル法の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度施行時の既販車のうち継続検査又は中古新規登録・検査を受けるものについては、最初の継続検査又は中古新規登録・検査時までにリサイクル料金等（再資源化預託金等）の預託を受ける。
- ・ 制度施行時の既販車のうち車検等を受けずに使用済となるものや構内車、後付け装備分については、使用済となって引取業者に引き渡すときまでにリサイクル料金等の預託を受ける。

※リサイクル料金とは、使用済自動車に係るシュレッダーダスト及びエアバッグ類（ガス発生器）の再資源化とフロン類の破壊に必要な行為に関する費用について、自動車の所有者に負担を求めるものであり、自動車製造業者等があらかじめ設定・公表。

リサイクル料金は、自動車ごとのシュレッダーダストの発生見込量、エアバッグ類の個数・取外しやすさ、フロン類がカーエアコンの冷媒として使用されているかどうかといった点や、シュレッダーダスト等のリサイクル体制をどのように整備するかといった点を踏まえて各自動車製造業者等が適正に設定するものであるため、各自動車製造業者等及び個別自動車ごとにその値段は異なりうるものとなる。

車両本体価格と別立てしてリサイクル料金を公表する制度であるため、自動車の購入者が自動車を選択するにあたって、リサイクル料金の額や自動車の設計・素材選択の面でリサイクルに配慮されているか否かといった情報を判断材料とすることが可能となる。結果、自動車製造業者等が販売競争の中で自らの競争力を確保するために、シュレッダーダストの発生量が少なくなるような設計・開発や効率的なリサイクル体制の整備に積極的に取り組み、リサイクルコストの低減に努めることが促進されることとなる。

現在、各自動車製造業者等においてリサイクル実施体制を整備中であり、これを踏まえてリサイクル料金の算定がなされるため、現時点においては具体的なリサイクル料金の水準は決まっていない状況。少なくとも来年夏頃までにはリサイクル料金の具体的な水準が自動車製造業者等から発表されていくものと想定される。

※上記3品目のリサイクル料金に加えて、使用済自動車等の引取り・引渡し情報の一元管理など情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター情報管理部）による情報管理業務に関する費用と資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター資金管理センター）による資金管理に関する費用についても、それぞれ情報管理料金、資金管理料金として自動車の所有者に負担を求める制度となっている。両料金は、（財）自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて決定する仕組み。

※各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される（本法によりシユレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）。

※リサイクル料金等が預託済みの自動車を中古車として転売する際には、次の所有者がリサイクル料金等を預託したとみなす必要があることから、次の所有者（中古車購入者）は、中古車販売価格の中で中古車の本体価格とは別にリサイクル料金等の額を負担することが必要。

②預託の証明

- ・自動車所有者からリサイクル料金等が預託されていることを証明する。

※国土交通大臣等においては、自動車リサイクル法の本格施行後（正確には1月後の平成17年2月1日から）は、新規登録・検査時と継続検査又は中古新規登録・検査時（継続検査と中古新規登録・検査については3年間のみの時限措置）にリサイクル料金等の預託を証する預託証明書の提示（国土交通大臣等による預託確認）がなされない場合、当該登録・検査をしないこととなっている。

③預託されたリサイクル料金等の管理・運用

- ・自動車所有者から預託されたリサイクル料金等を安全かつ確実な方法により管理及び運用する。自動車の車台番号を利用して1台毎のリサイクル料金等を管理。

※自動車リサイクル法上、資金運用方法は以下のように安全確実なものに制限されている。

- i) 国債その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する有価証券の保有
- ii) 銀行その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- iii) 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

④利息の付与

- ・リサイクル料金等は全体で運用し、全体の運用収益をもとに個別の預託金に対して利息を付与（運用益は資金管理センターの業務にあてるのでなく、①自動車製造業者等への払渡し、②中古車輸出時の返還、③剩余金出えん、の際に元本部分に加算する制度）

※ 実際の運用収益と個別に付す利息の合計に乖離が生じないようにするために、ある年度の運用収益は当該年度末に預託されていたリサイクル料金等に利息として付すこととし、利息を付すタイミングは個別のリサイクル料金等について自動車製造業者等による払渡し請求、輸出した自動車の所有者からの返還請求又は剩余金としての承認・認可申請時。

具体的には、各年度において、年度末に預託されているリサイクル料金等の総額と当該年度における運用収益をもとにあらかじめ当該年度の利率を確定しておき、個別のリサイクル料金等に利息を付すタイミングで、そのリサイクル料金等の元本に当該リサイクル料金等が預託された年度から利息を付すタイミングの前年度までの利率を乗じる（複利計算）ことにより計算する。

⑤自動車製造業者等への払渡し

- ・自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関（(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部）に、該当の自動車に係るリサイクル料金の払渡しを行う（払渡しにあたっては、電子マニフェスト情報が必要）。
- ・情報管理料金については、情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター情報管理部）に払渡しを行う。

⑥中古車輸出時のリサイクル料金等の返還

- ・自動車の所有者がリサイクル料金等が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金等を返還する（返還手数料（経済産業・環境大臣の認可が必要）については申請者の負担）。

⑦剩余金（特定再資源化預託金等）の確定と出えん

- ・リサイクル料金等のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に結果として剩余金の発生が見込まれるところ。

当該剩余金については経済産業・環境大臣の承認・認可を受けて、指定再資源化機関（(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部）による離島対策・不法投棄対策等や自動車所有者におけるリサイクル料金の負担軽減など特定の目的のために活用すべく、そ

の確定と出えんを行う。

イ) 離島対応

: 一定の条件を満たす離島地域の市町村が一定の措置（例えば、市町村による使用済自動車の島外への共同搬出等を想定）を講ずる場合において、当該市町村に対して資金の出えんその他の協力を行う。

※措置対象となる離島地域とは、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象となる地域であって、かつ、地理的条件、交通事情その他の条件により、引取業者への使用済自動車の引渡しが他の地域に比して著しく困難なことが前提条件。その上で、この基準を満たす市町村の長の申し出を受けて経済産業・環境大臣が公示した地域における市町村が上記のような取組みを行っていることが必要条件となる。

ロ) 不法投棄、野積み対応

: 廃棄物処理法の措置命令により原因者等の責任を追求の上、自治体が代執行を行った場合、当該自治体に対し資金協力を行う。

※路上放棄車については、市町村が代執行によらず処理している事案もあることから、(社)日本自動車工業会をはじめとした自動車関係業界で構成する「路上放棄車処理協力会」による市町村への資金協力のシステムは存続。

ハ) (財)自動車リサイクル促進センターが資金管理法人として行う資金管理業務、情報管理センターとして行う情報管理業務に必要なコストに充当（結果的に資金管理料金・情報管理料金として自動車の所有者に求める負担を広く薄く軽減）等

二) 一定金額以上の剩余金がある場合、将来の自動車所有者のリサイクル料金を割引する。

以上